

# 群馬県昭和村

## 公共施設等総合管理計画



the most beautiful  
villages in japan

昭和村  
群馬県



令和 4 年 10 月改訂



# 昭和村 公共施設等総合管理計画

## 目次

### I 公共施設等総合管理計画の概要

- 1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的 ----- 1
- 2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間 ----- 4

### II 公共施設を取り巻く環境

- 1. 将来の人口 現状予測～昭和村人口ビジョンより ----- 6
- 2. 本村の財政状況 ----- 7
- 3. 公共施設（建築物）の現状 ----- 12
- 4. インフラ施設の状況 ----- 17

### III 本村施設更新の基本方針

- 1. 昭和村の公共施設等の課題 ----- 21
- 2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 ----- 22

### IV 施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果

- 1. 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針 ----- 27
- 2. インフラ系施設の管理に関する基本方針 ----- 32
- 3. 公共施設等の将来の資産更新必要額と各種施設計画の財政効果 ----- 35

### V 公共施設マネジメントの実行体制

- 1. 計画の実施方針・P D C Aサイクルの推進等 ----- 40
- 2. 住民等との協働 ----- 40



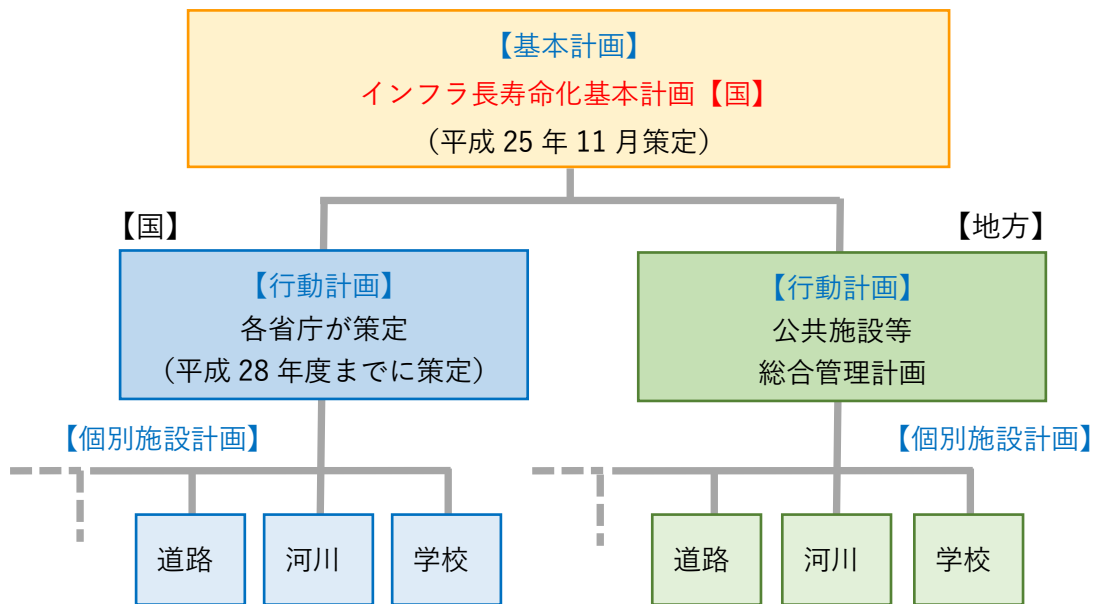
# I 公共施設等総合管理計画の概要

## 1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

### (1) 公共施設等総合管理計画策定の背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共施設の多くで老朽化が進行し、近い将来、一斉に更新時期を迎えようとしています。

国においては、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を定め、インフラを管理・所管する者に対し、当該施設の維持管理費や更新を着実に推進するための行動計画や施設ごとの個別施設計画の策定を要請しています。



(参考：総務省 [インフラ長寿命化計画の体系])

本村においても、各種利用需要に対応するため、公共施設やインフラ施設の整備が行われてきましたが、現在、これらが建築後 30 年から 40 年余りが経過し、老朽化が進行している状況です。

これら施設の老朽化に伴い事故等の発生確率が増すことにより、住民が安心、安全に公共施設サービスを受けることに支障をきたすことが懸念されています。

今後、これらの施設が、大規模な修繕や建替えなどの更新時期を迎えていくこととなりますが、生産年齢人口の減少による税収の減少や高齢者の増加による社会保障経費の増加などにより厳しい財政見通しであることから、保有する全ての公共施設の数と規模をそのまま維持管理し、更新していくことは困難となっています。

これらのことから、固定費ともいえる公共施設等の更新に係る費用を、適正な水準に抑えることが喫緊の課題となっています。

## (2) 公共施設等総合管理計画の目的

これまで、拡大する行政需要や住民ニーズの多様化に応じて整備を進めてきた公共施設等が、老朽化による更新時期の到来や、大規模災害への対応が必要となっています。さらに財政状況の厳しさが続いていることも踏まえ、少子高齢化等の社会構造の変化に応じた計画的な更新・統廃合・長寿命化等の検討、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置の実現が必要となっています。

本計画は、各種個別施設計画の内容及び令和3年1月26日の総務省の通知を踏まえて改訂したものととなります。

なお、通知内の記載すべき必須事項のうち、過去に行った対策の実績については、各個別施設計画を策定しており、今後、各施設の方針に基づき計画を実施します。(※1)

また、施設保有量の推移及び有形固定資産減価償却率の推移については、これまでの計画推進にあたり管理外となっていたため、本改訂においては令和2年度時点のものとなります。よって、この項目については、次回以降の見直し及び改訂において記載となります。(※2)

■参考：「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」

### 二 総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等

#### 1 必須事項

##### ①基本的事項

以下の事項は、総合管理計画の基本的な構成要素であるため、盛り込む必要があること。

- ・計画策定年度及び改訂年度・計画期間・施設保有量
- ・現状や課題に関する基本認識・過去に行った対策の実績(※1)
- ・施設保有量の推移(※2)・有形固定資産減価償却率の推移(※2)

##### ②維持管理・更新等に係る経費

以下の事項は、総合管理計画の進捗や効果等を評価するために不可欠な要素であるため、盛り込む必要があること。また、既に総合管理計画に盛り込まれている場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ、精緻化を図ること。

- ・現在要している維持管理経費
- ・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・対策の効果額

##### ③公共施設等の管理に関する基本的な考え方

以下の事項は、総合管理計画が、地方公共団体の有する全ての公共施設等についての基本方針を定める計画であることを踏まえ、盛り込む必要があること。

- ・公共施設等の管理(点検・診断、維持管理・更新、安全確保、耐震化、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合・廃止)に係る方針
- ・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

出典：令和3年1月26日付け総財務第6号、総務省自治財政局財務調査課長通知

### (3) 公共施設等総合管理計画の位置づけ

本村のむらづくりの最上位に位置付けられる「昭和村第5次総合計画」をはじめとする各種計画があり、本計画においては施設毎の取組に対して、基本的な方針を提示するものです。



## 2 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間

### (1) 本計画における対象となる公共施設

本村が保有する公共施設等のうち、公共施設（建築物）とインフラ系施設を対象とします。公共施設（建築物）については、産業系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、学校教育系施設、社会教育系施設、保健・福祉施設、子育て支援施設、行政系施設、その他の8類型に分類しました。

また、インフラ系施設については、道路、橋梁、上水道、下水道の4種類を対象として、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

#### ■公共施設等の分類

	施設分類	主な施設
公共施設 (建築物)	1 行政系施設	役場庁舎・車庫など
	2 学校教育系施設	中学校・小学校校舎など
	3 スポーツ・レクリエーション系施設	社会体育館・多目的屋内運動場など
	4 社会教育系施設	公民館など
	5 保健・福祉施設	総合福祉センターなど
	6 子育て支援施設	保育園園舎など
	7 産業系施設	道の駅あぐりーむ昭和など
	8 その他	バス待合所など
インフラ系施設	1 道路	村道
	2 橋梁	村道の橋梁
	3 上水道	浄水場、配水池、取水場など
	4 下水道	処理場など

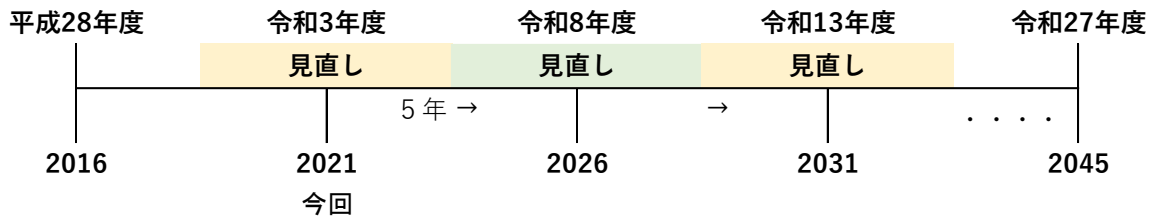
## (2) 計画期間

計画期間は、平成 28 年度（2016 年度）から令和 27 年度（20 年度）までの 30 年間とします。  
計画の見直しは 5 年ごとに行い、計画の進捗を図るとともに、計画の内容の改訂を行います。

また、今後の上位・関連計画や社会情勢の変化などに応じて適宜見直しを行っていくこととします。

計画期間「30 年間」

平成 28 年度（2016 年度）～令和 27 年度（2045 年度）



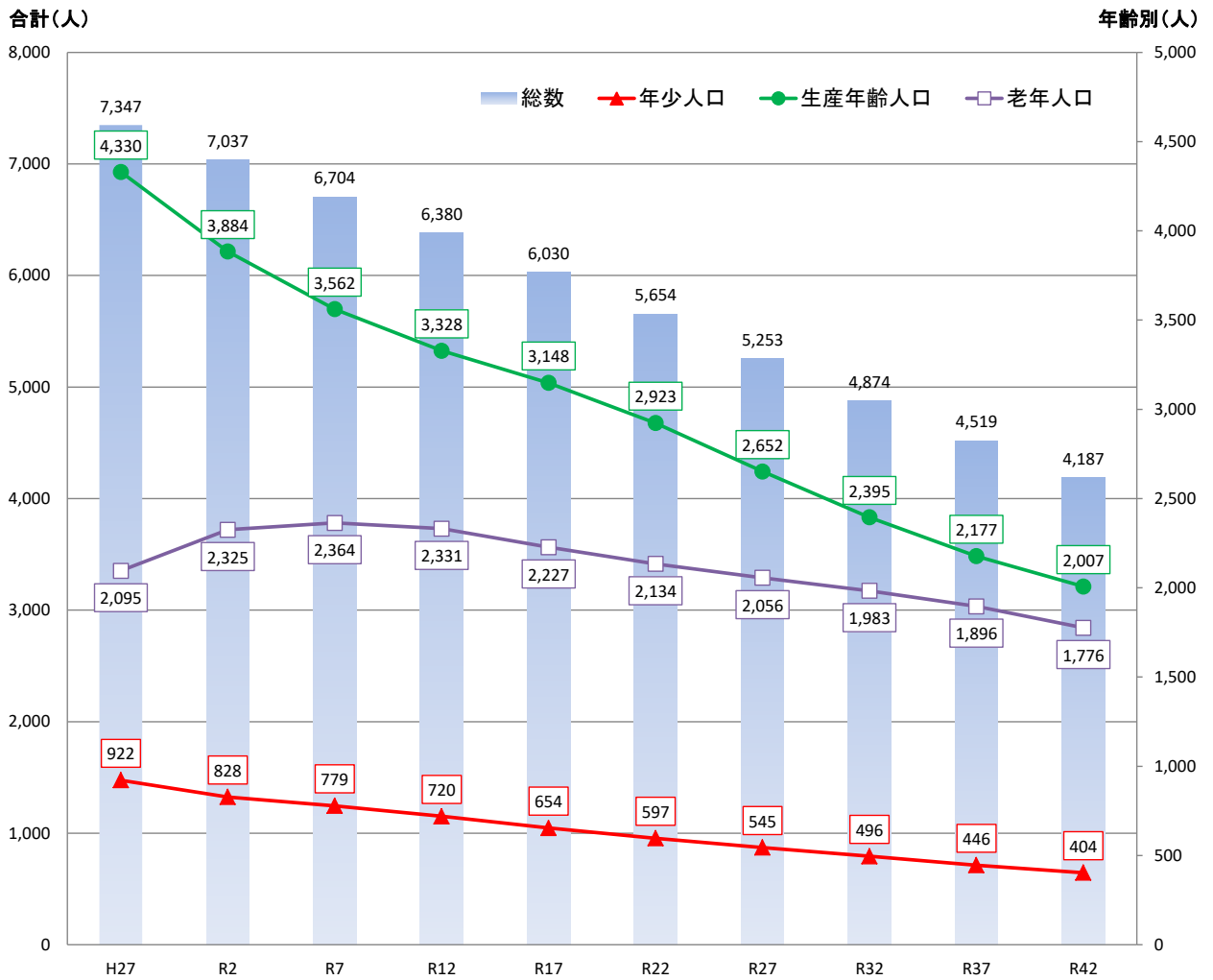


## Ⅱ 公共施設を取り巻く環境

### 1. 将来の人口 現状と予測～昭和村人口ビジョンより

本村の人口は、日本全体の人口減少、少子高齢化の流れと同じく下降傾向をたどっており、国立社会保障・人口問題研究所推計によると令和 22 (2040) 年の時点で 5,654 人、令和 42 (2060) 年の時点では 4,187 人となっています。昭和村まち・ひと・しごと創生地方人口ビジョン (改訂版) においては、本村の目標人口を、令和 42 (2060) 年には 4,961 人と推計し、将来にわたって持続可能な村を目指すこととしています。

#### ■ 総人口の推移



	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
年少人口割合	12.5%	11.8%	11.6%	11.3%	10.8%	10.6%	10.4%	10.2%	9.9%	9.6%
生産年齢人口割合	58.9%	55.2%	53.1%	52.2%	52.2%	51.7%	50.5%	49.1%	48.2%	47.9%
老年人口割合	28.5%	33.0%	35.3%	36.5%	36.9%	37.7%	39.1%	40.7%	42.0%	42.4%



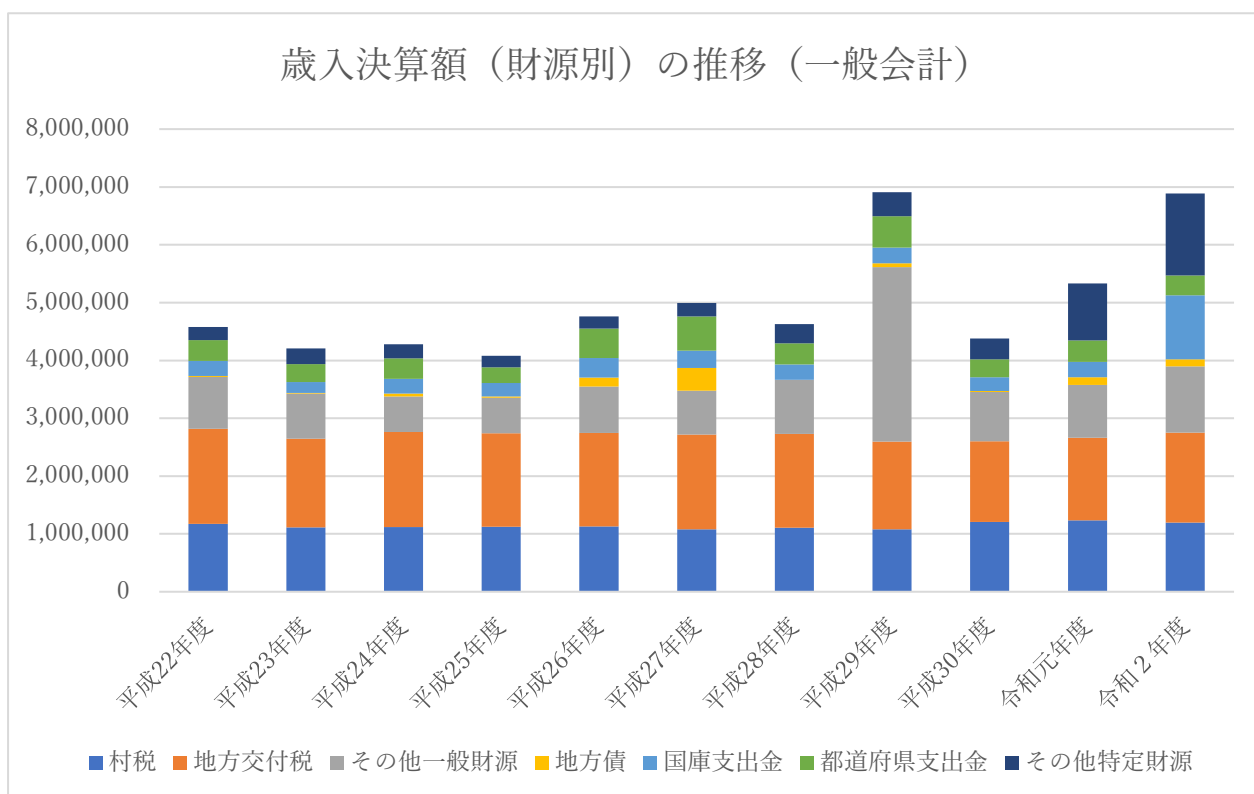
## 2. 本村の財政状況

### (1) 歳入の状況

令和2年度の一般会計を基に本村の歳入の状況を見ると、村税（地方税）が約12億円で、地方交付税が約16億円となっています。村税は、企業誘致と農業の規模拡大により、安定した自主財源を築きつつありますが、令和2年度の自主財源比率は44.4%と低く、依然として地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない状況にあります。

■平成23（2011）年度から令和2（2020）年度までの歳入の推移

（単位：百万円）

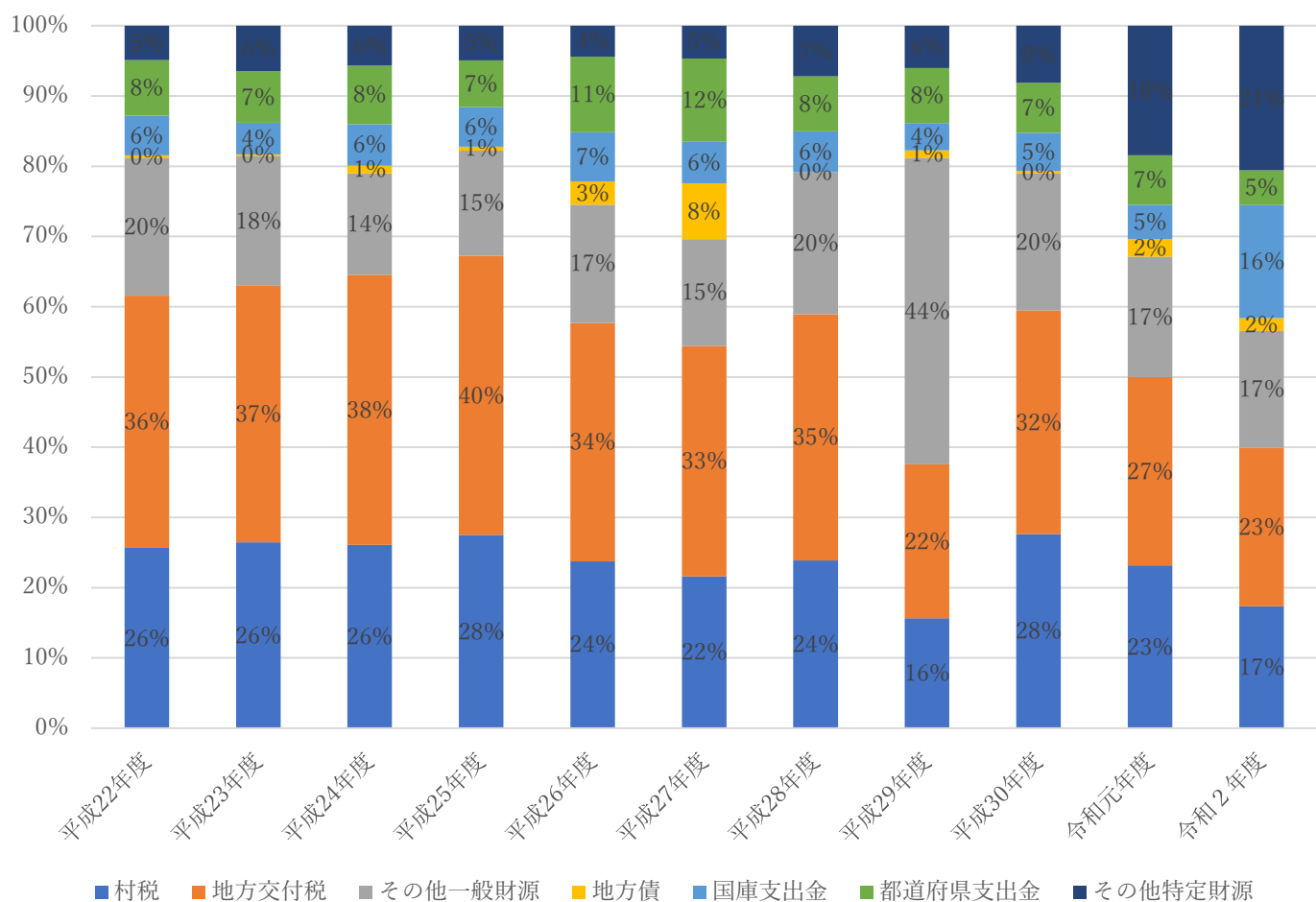


財源別歳入決算額の推移（一般会計）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般財源	3,716,574	3,426,980	3,379,610	3,353,866	3,549,494	3,474,325	3,664,537	5,610,955	3,456,997	3,578,490	3,895,784
村税	1,174,112	1,113,113	1,117,668	1,123,092	1,131,024	1,078,455	1,106,304	1,081,247	1,209,926	1,235,305	1,197,373
地方交付税	1,645,068	1,535,623	1,644,861	1,620,298	1,616,057	1,637,794	1,621,480	1,514,501	1,392,340	1,430,313	1,552,294
その他一般財源	897,394	778,244	617,081	610,476	802,413	758,076	936,753	3,015,207	854,731	912,872	1,146,117
特定財源	860,629	779,967	900,186	726,483	1,212,908	1,517,585	965,780	1,299,190	920,234	1,752,748	2,992,530
地方債	15,500	10,000	47,700	24,000	156,400	397,700	0	71,400	15,900	133,000	125,071
国庫支出金	259,477	188,244	252,564	230,356	333,908	295,077	269,017	270,624	237,379	261,311	1,107,506
都道府県支出金	361,426	309,276	356,574	270,886	513,181	591,357	362,946	541,210	311,163	374,159	341,789
その他特定財源	224,226	272,447	243,348	201,241	209,419	233,451	333,817	415,956	355,792	984,278	1,418,164
歳入合計	4,577,203	4,206,947	4,279,796	4,080,349	4,762,402	4,991,910	4,630,317	6,910,145	4,377,231	5,331,238	6,888,314

単位：千円

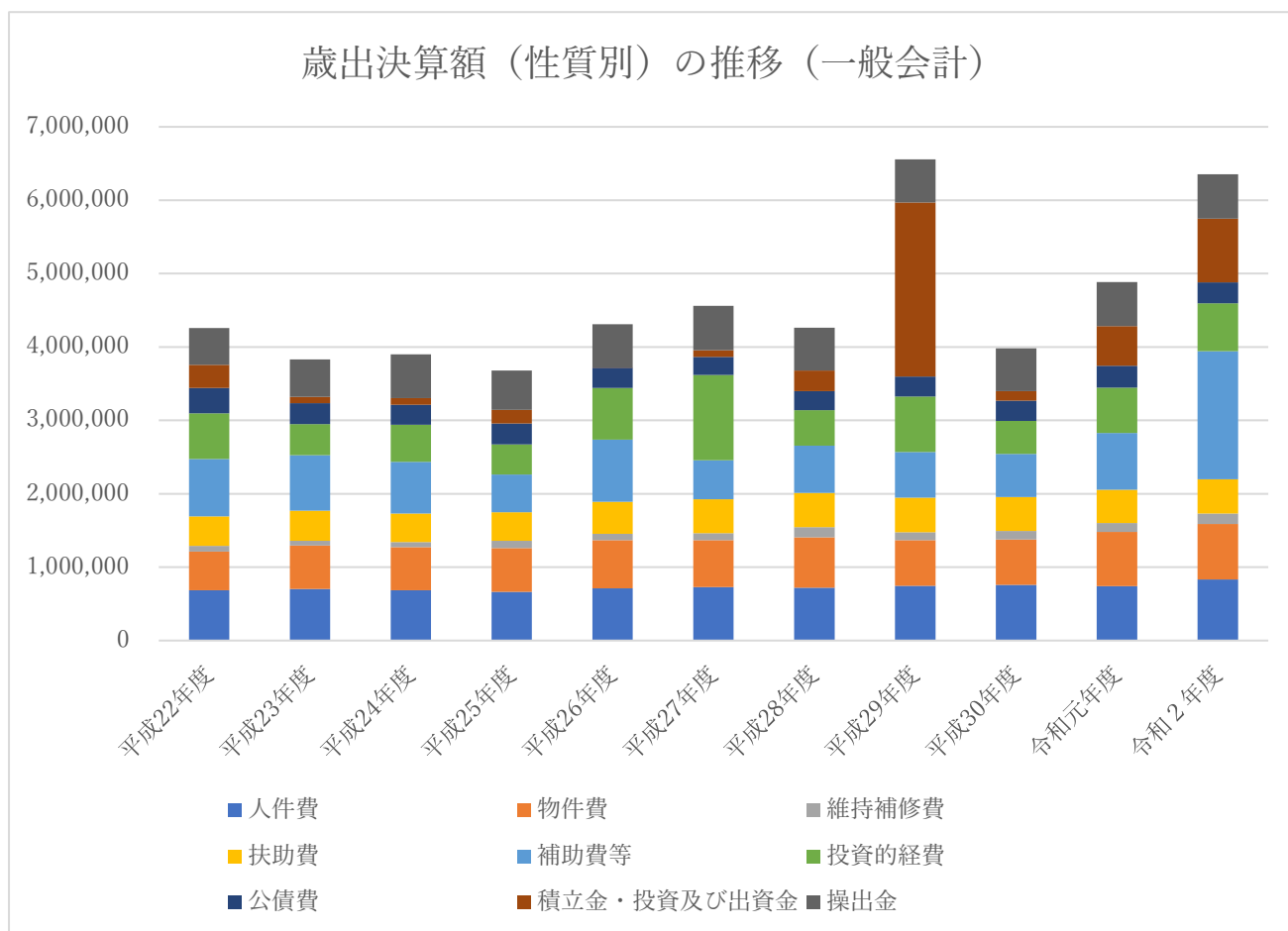
## 歳入決算財源別割合の推移（一般会計）



## (2) 歳出の状況

令和2年度の決算では、高齢化の進展や会計年度任用職員制度の導入等によって義務的経費が増加傾向にあり、義務的経費を平成22年度と比較すると約1億5千万円増加しています。

また、投資的経費は、役場庁舎の建設にかかる費用等により増加しており、今後更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加に伴う財源の捻出が課題となります。

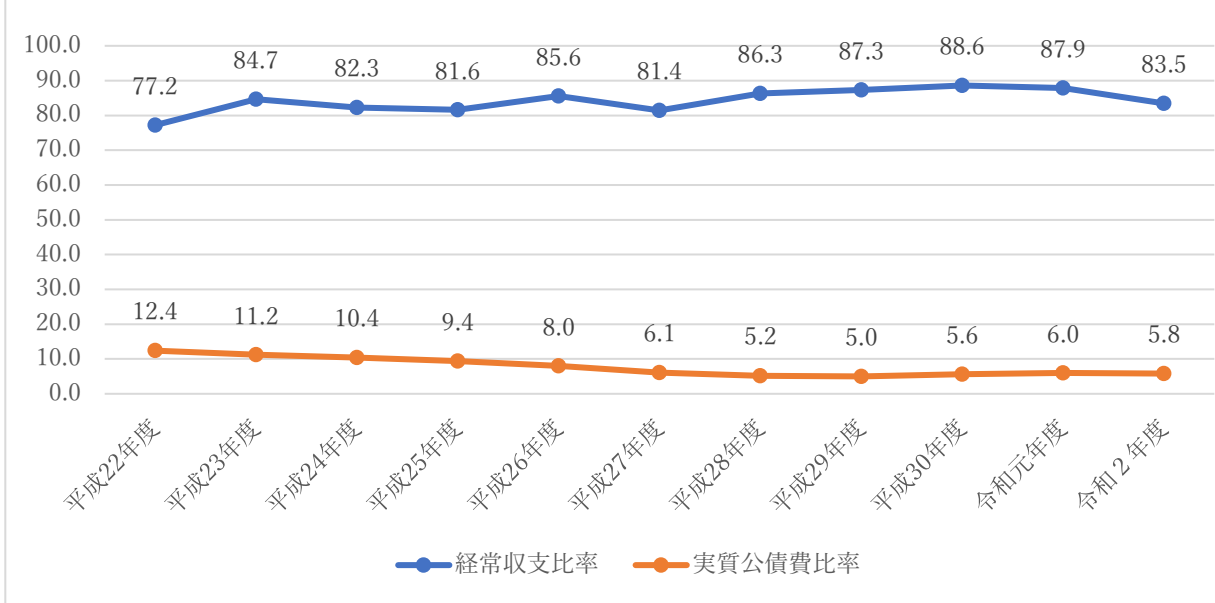


歳出決算額（性質別）の推移（一般会計）

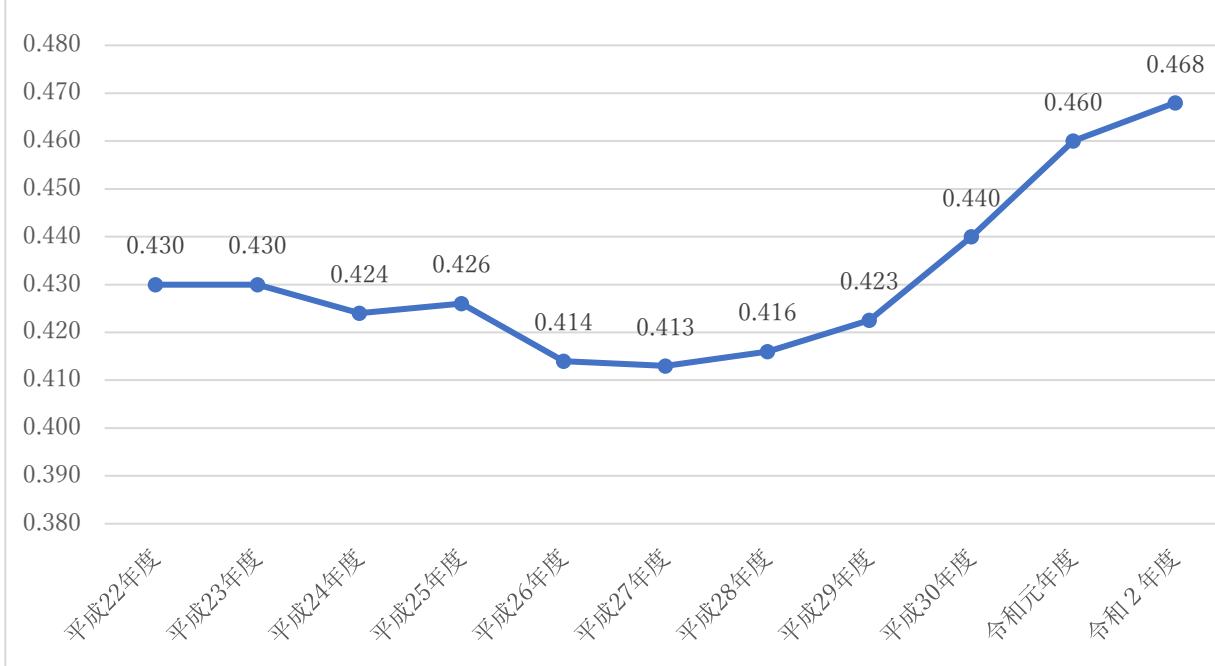
（単位：千円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人件費	686,582	703,166	683,735	663,732	711,314	729,751	721,354	747,337	758,185	740,521	832,381
物件費	525,422	590,740	587,583	596,175	658,902	639,631	686,258	620,797	620,789	738,554	756,639
維持補修費	80,246	65,487	70,018	101,163	86,025	91,791	136,907	108,134	112,387	124,010	142,214
扶助費	402,114	410,180	391,623	385,296	434,623	463,231	468,266	471,308	462,422	450,344	465,365
補助費等	777,822	757,734	703,733	515,998	848,579	532,517	641,968	622,599	590,970	773,314	1,745,972
消費的経費	2,472,186	2,527,307	2,436,692	2,262,364	2,739,443	2,456,921	2,654,753	2,570,175	2,544,753	2,826,743	3,942,571
投資的経費	623,281	420,560	505,855	411,543	703,193	1,162,986	486,191	753,685	446,662	621,492	650,834
公債費	347,878	285,162	270,593	282,422	274,597	246,539	257,956	272,018	279,524	298,077	289,197
積立金・投資及び出資金	312,385	86,320	91,810	186,575	1,682	89,603	278,945	2,371,920	128,974	536,747	866,191
操出金	501,742	509,620	594,019	535,665	593,491	605,173	584,710	587,490	583,872	601,531	603,949
合計	4,257,472	3,828,969	3,898,969	3,678,569	4,312,406	4,561,222	4,262,555	6,555,288	3,983,785	4,884,590	6,352,742
義務的経費	1,436,574	1,398,508	1,345,951	1,331,450	1,420,534	1,439,521	1,447,576	1,490,663	1,500,131	1,488,942	1,586,943

## 經常収支比率・実質公債費比率



## 財政力指数



### (3) 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、今後、高齢化が確実に進行し生産年齢人口が減少していくことから、自主財源となる村税の減収は避けられないと予想されます。

また、比較的安定した歳入を確保していますが、今後大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できない状況にあります。

一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費については、ほぼ一定で推移し、公債費は、近年減少傾向にあるものの、今後は庁舎の建て替え等により増加が見込まれ、また、高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加していくものと考えられます。

以上のことから、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の確保については、廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設の保有総量の維持・縮減に取り組み、削減した管理運営費を維持更新費の財源に充てるなど、長期的な視点で具体的に検討する必要があります。

### 3. 公共施設（建築物）の状況

#### (1) 昭和村の公共施設（建築物）の所有状況

##### ①施設数・延床面積・人口一人当たり面積

令和2年度末の公共施設（建築物）の延べ床面積合計は約4.2万㎡となっており、その内訳は、大きい順で学校教育系施設が54.7%、スポーツ・レクリエーション系施設が12.8%と続きます。

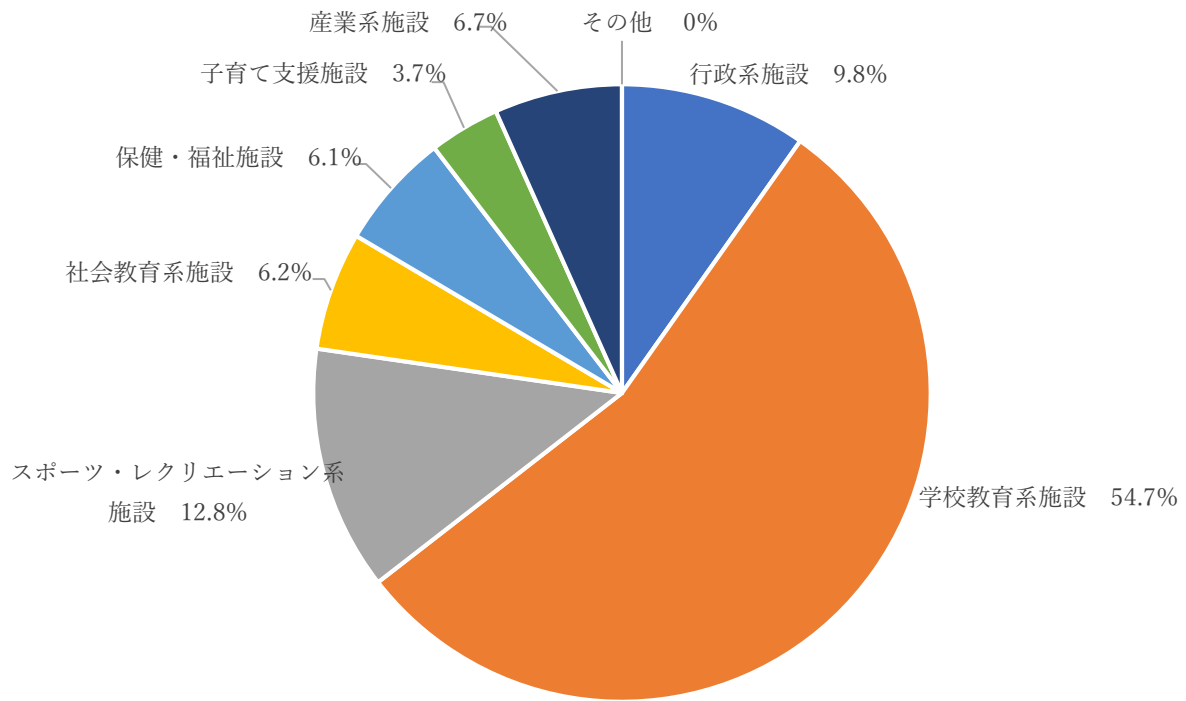
また、人口一人当たりの面積を見ると、公共施設（建築物）全体で5.9㎡となっております。

施設分類	棟数	延床面積(㎡)	割合(%)	人口一人当たり面積(㎡)
1 行政系施設	17	4,135.0	9.8	0.6
2 学校教育系施設	13	23,121.6	54.7	3.2
3 スポーツ・レクリエーション系施設	12	5,411.6	12.8	0.8
4 社会教育系施設	2	2,623.0	6.2	0.4
5 保健・福祉施設	4	2,591.0	6.1	0.4
6 子育て支援施設	4	1,546.0	3.7	0.2
7 産業系施設	9	2,810.0	6.7	0.4
8 その他	1	6.0	0.0	0.0
合計	62	42,244.2	100	5.9

※令和2年度固定資産台帳より作成

※人口 7,161人（住民基本台帳：令和3年4月1日現在）

### 施設分類別 面積割合



## (2) 公共施設老朽化の状況

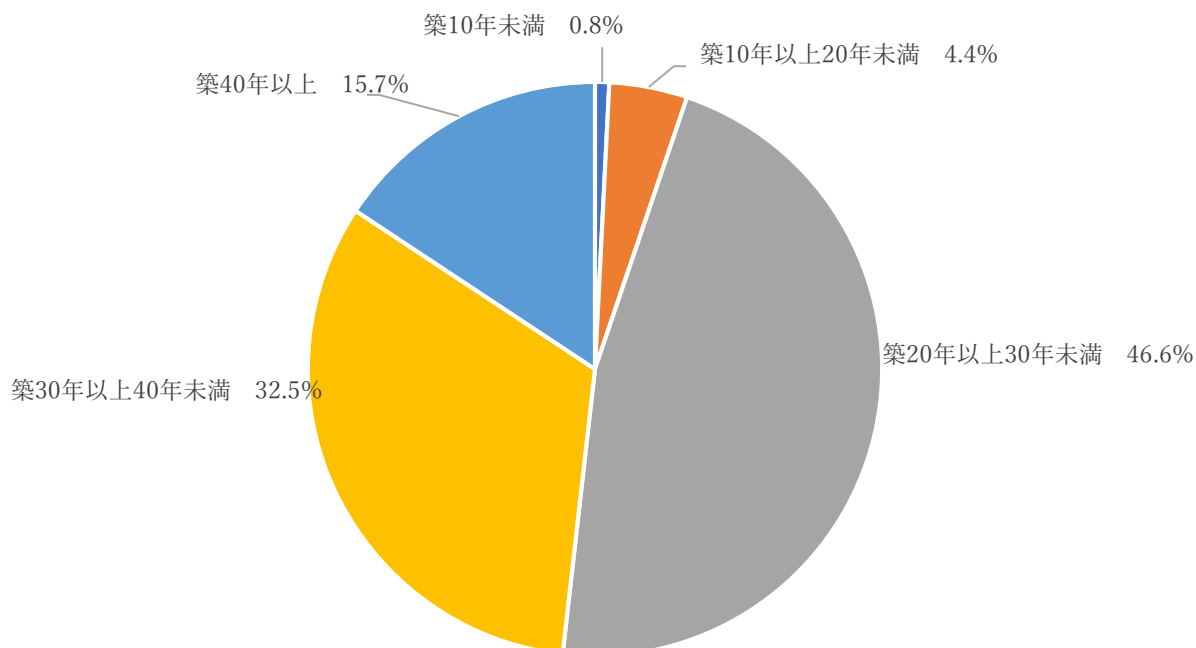
### ① 建築経過年数の状況

公共施設の建築からの経過年数をみると、築30年未満の公共施設は全体の51.8%（延床面積比較）となっており、築年数30年以上の公共施設は48.2%（延床面積比較）となっています。

特に築40年以上経過した公共施設は全体延床面積のうち15.7%を占めています。

施設分類	築10年未満		築10年以上 20年未満		築20年以上 30年未満		築30年以上 40年未満		築40年以上		計	
	棟数	延床 面積	棟数	延床 面積	棟数	延床 面積	棟数	延床 面積	棟数	延床 面積	棟数	延床 面積
	1 行政系施設	0	0.0	11	617.0	2	1,331.0	1	118.0	3	2,069.0	17
2 学校教育系施設	0	0.0	0	0.0	6	11,753.6	5	8,798.0	2	2,570.0	13	23,121.6
3 スポーツ・レクリ エーション系施設	1	10.6	3	96.0	6	3,021.0	1	762.0	1	1,522.0	12	5,411.6
4 社会教育系施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2,170.0	1	453.0	2	2,623.0
5 保健・福祉施設	0	0.0	1	96.0	2	1,965.0	1	530.0	0	0.0	4	2,591.0
6 子育て支援施設	0	0.0	2	955.0	0	0.0	2	591.0	0	0.0	4	1,546.0
7 産業系施設	2	342.0	1	100.0	4	1,597.0	2	771.0	0	0.0	9	2,810.0
8 その他	0	0.0	0	0.0	1	6.0	0	0.0	0	0.0	1	6.0
計	3	352.6	18	1,864.0	21	19,673.6	13	13,740.0	7	6,614.0	62	42,244.2
割合	4.8%	0.8%	29.0%	4.4%	33.9%	46.6%	21.0%	32.5%	11.3%	15.7%	100.0%	100.0%

経過年数別割合





## ②有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の状況

建築物の老朽化は一般に、「減価償却累計額/取得原価」で表され、どの程度償却が進行しているのか、すなわち、腐朽が進行しているかが、その指標となります。公共施設は社会的影響があるため、耐用年数の限度まで使用されることはあまりありません。

これまでの本村の公共施設（建築物）における総建築額は、92億円です。村全体として有形固定資産減価償却率は70.6%となっています。

こうした現状から、今後老朽化比率の増加が予測されます。老朽化対策など施設に関する投資を行わないと毎年度約2.0%の有形固定資産減価償却率の増加が見込まれます。

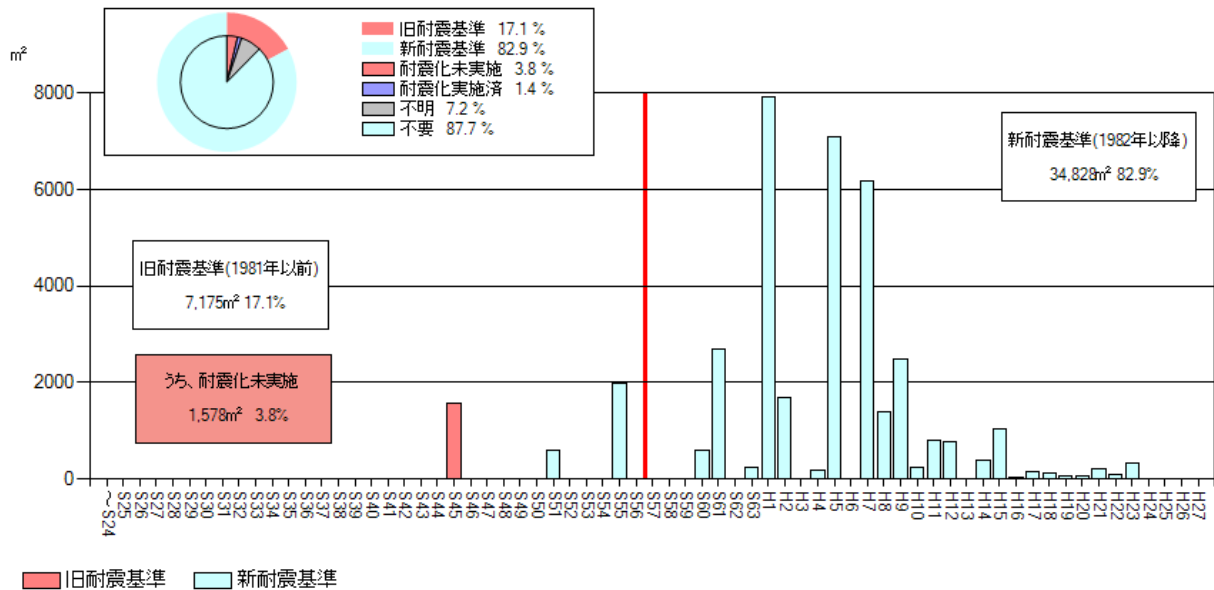
### ■資産別の有形固定資産減価償却率

施設分類		取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	有形固定資産 減価償却率
1	行政系施設	660	572	86.7%
2	学校教育系施設	4,983	3,446	69.2%
3	スポーツ・ レクリエーション系施設	1,100	787	71.5%
4	社会教育系施設	774	545	70.4%
5	保健・福祉施設	805	470	60.7%
6	子育て支援施設	229	140	61.1%
7	産業系施設	642	526	81.9%
8	その他	1	1	100.0%
計		9,194	6,487	70.6%

### ③耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の82.9%が新耐震基準による整備、残り17.1%が昭和56年以前の旧耐震基準により建築された施設ですが、その内、14%はすでに耐震改修並びに診断上問題のない施設となっております。

耐震診断において、危険性ありの判断を受け、耐震改修が未実施の建物は、役場庁舎の本庁舎であり、現在、建替えの工事を行っております。



## 4. インフラ施設の状況

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。

本村の主なインフラ施設は、村道延長が 528.3 km、橋りょうが 164 橋、上水道管路延長が 112.2km、農業集落排水管路延長が 66.0 kmなどとなっています。

インフラ施設は、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

### (1) 道路

昭和村が管理している村道は、令和 2 年度時点、528.3 kmあり、そのうち舗装化されている道路は 362.1 km (68.5%) あります。その多くの道路が舗装の標準耐用年数である 20 年を経過していることから、今後、ますます道路舗装の老朽化が進行するとともに、維持・補修に係る財政負担の増加が懸念されます。

#### ■村道の状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

道路区分	管理延長	舗装	未舗装	舗装率
1 級村道	50.0 km	50.0 km	0.0 km	100.0%
2 級村道	25.9 km	25.6 km	0.3 km	98.8%
その他	452.4 km	286.5 km	165.9 km	63.3%
計	528.3 km	362.1 km	166.2 km	68.5%

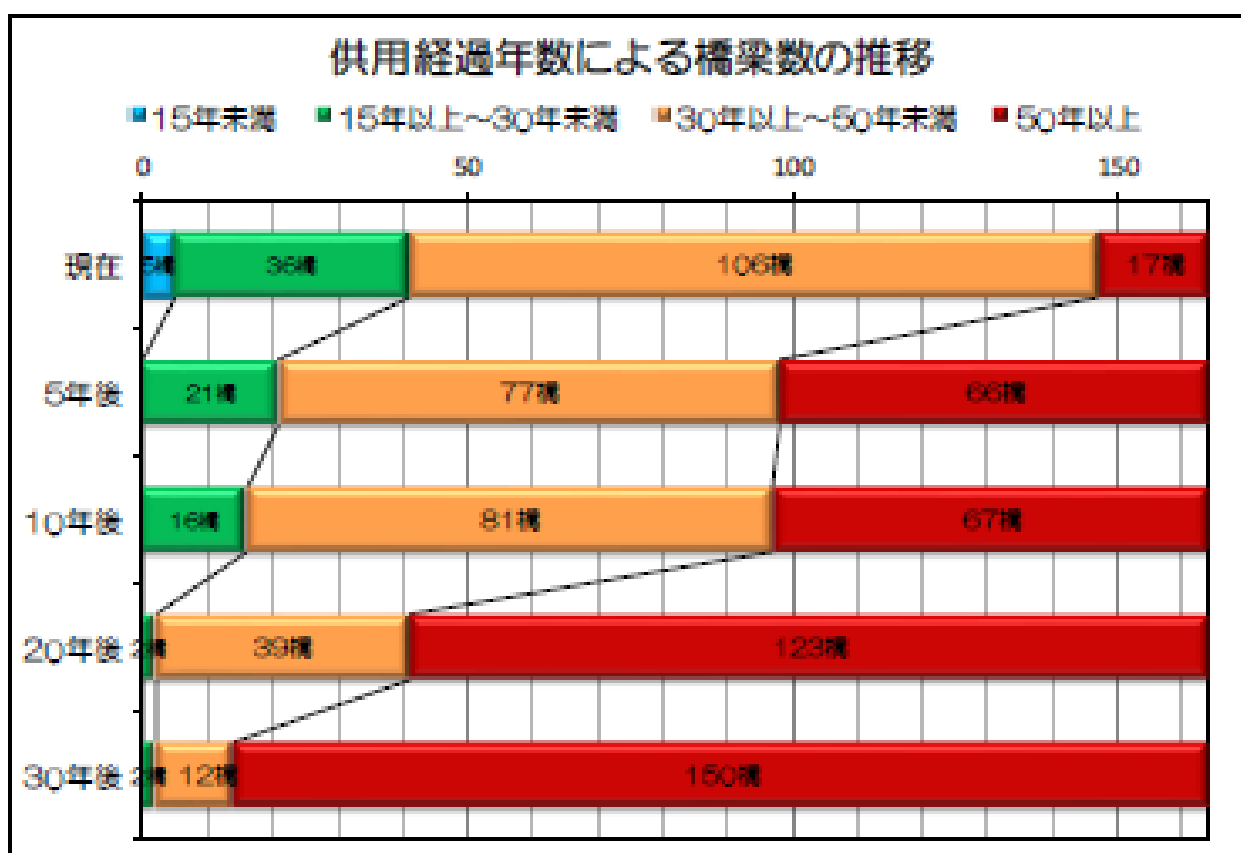
## (2) 橋梁

昭和村が管理する橋梁は令和3年3月31日現在、橋長15m以上が22橋、橋長2m以上15m未満が142橋、合計で164橋を管理しています。平成31年3月時点では、架設年から30年以上経過しているものが7割を超え、全体の1割は50年を経過しています。また、5年後には、全体の4割が50年を超えると予想しており、老朽化が急速に進んでいく状況にあります。

このような状況となっていることから、定期点検による確実な状況把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）が必要となります。

### ■全体状況（令和2年度）

道路区分	管理延長
橋長15m以上	22橋
橋長2m以上15m未満	142橋
計	164橋



### (3) 上水道事業（簡易水道事業）

昭和村簡易水道事業は、昭和 40 年より供用開始し、これまでに 5 地区の浄水場と 11 箇所の配水池を設置しています。配水管は総延長で 106,399m となっています。

現在本事業においては、地方公営企業法適用化に向けて、固定資産台帳の整備及び地方公営企業会計への移行を行っています。地方公営企業法適用化および地方公営企業会計への移行は、令和 5 年度まで行い、令和 6 年度より施行となります。

構造物や設備の更新は、平成 27 年度に策定した「水道施設長寿命化計画」の更新基準に基づき更新を行い、構造物は、更新時に耐震化を行う計画となっています。

また、平成 30 年度に策定した「簡易水道事業経営戦略」によると、本村では法定耐用年数を過ぎて使用している施設が資産額で 54.8% 存在しており、更新しなかった場合の経年化・老朽化施設は、現在の 54.8% から 50 年後には 45.2% 増え 100.0% まで達し、健全性を保てなくなるとされています。

#### ■全体状況（令和 2 年度）

項目	数量
1 浄水場	5 箇所
2 配水池	11 箇所
3 導水管延長	2,175m
4 送水管延長	3,666m
5 配水管延長	106,399m
6 給水人口	7,084 人

#### (4) 下水道事業（農業集落排水事業・特定地域生活排水処理事業）

昭和村農業集落排水事業は、平成 10 年に貝野瀬・生越地区、平成 12 年に糸井・三ツ谷地区、平成 13 年に昭和南地区、平成 16 年に永井・入原地区が供用開始しています。これまでに処理場 4 箇所、ポンプ場 47 箇所を設置し、下水道管 66km を布設しています。

現在本事業においては、地方公営企業法適用化に向けて、固定資産台帳の整備及び地方公営企業会計への移行を行っています。地方公営企業法適用化および地方公営企業会計への移行は、令和 5 年度まで行い、令和 6 年度より施行となります。

構造物や設備の更新は、平成 30 年度に策定した「昭和村農業集落排水事業経営戦略」において、将来の修繕費用の抑制のうえでも、今後大規模修繕や長寿命化を計画していくこととしています。

##### ■全体状況（令和 2 年度）

（農業集落排水事業）

項目	数量
1 処理場	4 箇所
2 ポンプ場数	47 箇所
3 下水道管布設延長	66km
4 接続状況	1,482 柵
5 排水区域人口	5,166 人

昭和村特定地域生活排水処理事業経営戦略は、平成 13 年度に供用を開始し、これまで合併処理浄化槽を 416 基設置しています。

現在本事業においては、地方公営企業法適用化に向けて、固定資産台帳の整備及び地方公営企業会計への移行を行っています。地方公営企業法適用化および地方公営企業会計への移行は、令和 5 年度まで行い、令和 6 年度より施行となります。

今後の修繕に関しては、平成 30 年度に策定した「昭和村特定地域生活排水処理事業経営戦略」において、設置基数が増加していくため、定期的に点検し、必要に応じ修繕し、不具合が生じた段階で早急に対応することとしています。

##### ■全体状況（令和 2 年度）

（特定地域生活排水処理事業）

項目	数量
1 合併処理浄化槽設置	416 基
2 排水区域人口	1,995 人

# Ⅲ

## 本村施設更新の基本方針

### 1. 昭和村の公共施設等の課題

#### (1) 人口減少及び少子高齢化による公共施設に対する村民ニーズの変化

本村の人口は近年減少が続き、国勢調査の結果、平成 27 年の 7,347 人から令和 2 年には 6,953 人にまで減少しています。人口ビジョンでの目標人口では、減少を緩やかにし、令和 22 年には 6,058 人に、令和 42 年には 4,961 人を目指しています。年少人口および生産年齢人口は減少が続き、特に、生産年齢人口は平成 27 年の 4,330 人から令和 42 年には 2,007 人と半減以上することが見込まれています。また、65 歳以上高齢者人口は、令和 7 年まで増加し、その後減少に転じ、令和 42 年には 1,776 人になると見込まれています。

このように、本村は人口減少が急速に進み、特に生産年齢人口の減少が著しく、高齢者の割合が高くなることから、これに伴う世代構成の変化により、公共施設の利用状況や公共施設へのニーズも変化することが予想されます。

こうした人口構成の変化や公共施設への村民ニーズの変化を的確にとらえ、状況の変化に合った施設規模の見直しや既存公共施設の有効に活用することで、より充実したサービスを村民に提供する必要があります。

#### (2) 公共施設の老朽化

本村公共施設の整備状況を建築年度別にみると、昭和 45 年から平成 10 年頃に集中的に整備され、昭和 45 年から昭和 61 年までに整備した役場庁舎や公民館・保健センターなどの行政施設及び文化系施設は築後 30 年以上が経過し、大規模改修が必要となる築後 30 年を経過しております。このうち役場庁舎は、昭和 56 年以前の旧耐震基準の適用時期に建設された施設で耐震性能が低いため、新庁舎への建て替えを進めております。また、平成 2 年から平成 9 年までに整備した学校などの学校教育系施設も、大規模改修が必要となる築後 30 年を間もなく迎えます。

大規模な施設の多くは、築後の年数が 25 年以上経過し、老朽化対策と安全の確保の問題に直面しており、老朽化施設については、必要性の精査を行ったうえで、今後のありかたを検討する必要があります。

#### (3) 公共施設等にかけられる財源の限界

整備された公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用が毎年度必要になり、経過年数や損耗状況によっては大規模修繕なども必要となります。

しかし、今後本村においては、生産年齢人口の減少により、税収入はより厳しさを増すことが見込まれ、また、高齢化が進むことにより扶助費の増加が見込まれます。

このような状況のもとでは、財政状況は厳しい状況が続き、公共施設等の修繕や更新にかけられる財源には限界があることを踏まえ、今後の公共施設のあり方を検討する必要があります。

## 2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### (1) 基本的な考え方

本計画は、「公共施設等の安全・安心を確保するとともに、公共施設等によるサービスを最適かつ持続可能なものとする」を目的とし、次の3つの方策の実現を目指します。

#### 方策1：施設需要の変化に応じた質と量の最適化

人口減少、人口構造の変化やライフスタイルの多様化等、住民ニーズの変化に対応した公共施設等のあり方や機能の見直しにより、施設の複合化、再配置を進め、また、官民連携や近隣自治体との広域連携によるサービスの提供を含め、公共施設等の最適な質と量を維持します。

#### 方策2：事後保全から予防保全へ転換

施設に不具合が生じてからの修繕ではなく、計画的な予防保全を講じることにより、公共施設等の長寿命化を図るとともに、将来にわたり安全・安心に利用できる状態を維持します。

#### 方策3：財政負担の軽減と平準化

村全体として総合的な対策を進めるため、公共施設等の維持及び更新に要する費用の全体像を把握します。また、公共施設等の再編や改修・更新の効率化や時期の分散化などにより、財政負担の平準化を図ります。

上記の基本的な考え方を踏まえ、本村における今後の施設の維持管理、更新に関する基本的な方針を以下のとおり定めます。

#### ①安全・安心に利用できる維持管理（最適化）

義務教育の学校施設、災害時の防災拠点となる行政施設や学校、保育所、福祉施設など、子ども、高齢者、障害者等の安全・安心の確保が必要な施設は、耐震化や老朽化対策の必要性、優先度が高い施設です。

また、道路、橋梁等は村民の日常生活や経済活動に直結するライフラインであり、大規模災害時には救援や災害復旧においても重要な役割を果たすことから、今後も必要不可欠な基盤施設です。

今後、限られた財源の中で、老朽化した施設の維持管理・更新や耐震化を検討する際には、村民が安心して施設を利用できるよう、施設の必要性、老朽化の進行状況や耐震性の有無、提供するサービスの質や需要等も踏まえ、維持管理、更新、定期点検、診断などを計画的に実施します。

#### ②施設性能の最適化

今後、施設の新規整備あるいは維持管理・更新を計画する際には、これまでの対症的な維持管理（事後保全）から計画的な維持管理（予防保全）への転換を進め、ライフサイクル全体を通じたコスト縮減に繋がるよう、また施設の長寿命化に繋がるよう適正な管理を行います。

インフラ資産についても、各施設の長寿命化計画等に基づき、定期的な点検・診断により劣化・損



傷の程度や原因を把握・評価し、計画的な修繕・更新を検討します。

また、少子高齢化に対応した施設のバリアフリー化や省エネ設備等の整備を計画的に実施し、施設性能の最適化を図ります。

### ③施設機能の最適化

時代の変遷によりニーズが変化したもの、あるいは現状で利用が少なく将来的にも需要が少ないと予想されるものについては、施設の移転や統合、廃止を含めた再配置の検討を行います。

取り組み方法	取り組みのイメージ
<b>① 更新</b> 老朽化が進んだ施設を建て替えること。原則として床面積は縮小する。	建替え A施設 (機能①) → 新A施設 (機能①) 床面積 A > 新A
<b>② 長寿命化</b> 耐用年数を超過して利用できるよう大規模改修すること。	大規模改修 A施設 (耐用年数50年) → A施設 (50年+α使用)
<b>③ 複合化・多機能化・集約化</b> 一つの施設に異なる複数の機能を保有させることにより、運用や維持管理の効率化を図ること。 複数の機能を保有した施設を新設する方法と、既存の施設に機能を移管する方法がある。 施設を新設する場合は、複合化する施設の床面積の合計より縮小することを原則とする。	床面積：A+B+C > 新D 新D施設 (機能①, 機能②, 機能③) ※A施設、B施設、C施設は他に用途がない場合は廃止
<b>④ 統廃合</b> 余剰施設を同じ機能の施設に統合することで、保有量を最適化すること。	※B施設は他に用途がない場合は廃止
<b>⑤ 用途変更・転用</b> 機能を廃止し新たな機能を保有させること。	機能①→機能② A施設 (機能①) → A施設 (機能②)
<b>⑥ 譲渡</b> 地域や民間に現状有姿で譲渡すること。	譲渡 公共A施設 → 民間A施設
<b>⑦ 廃止・除却</b> 施設を廃止し、除却（取り壊し）すること。	廃止・除却 公共A施設 → X

#### ④資産総量の最適化

人口減少や財政規模に見合った施設保有の最適化を図っていく必要があることから、施設の移転、統合、廃止を積極的に進めるとともに、民間や地域も視野に入れて余剰施設の管理運営方法の検討を行います。

新たな施設整備を行う際にも、同規模かつ同機能の建替えは行わず、既存施設の有効活用とともに機能の統廃合及び他機能施設との複合化等により、全村的視点及び中長期的な視点で延床面積の総量削減の検討を行います。

インフラ資産については、施設の重要性と必要性を十分検討した整備により、総量の適正化に努めます。

#### ⑤施設マネジメントの一元化

公共施設全体としてマネジメントの最適化を図るためには、全庁的、総合的な視点に立ち、公共サービスのニーズと量、コストのバランスを図るとともに、ライフサイクルコスト（LCC）ベースでの長期保全・長寿命化といった視点から、施設マネジメントを行う必要があります。

そのためには、庁内横断的な取組が必要であり、それらの推進するための一元的な組織とデータベース等の情報の集約整備を図る必要があります。

### （２）点検・診断等の実施方針

点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検で実施し、その点検履歴を情報として蓄積し、次回以降の点検・診断や施設の維持管理・修繕等を含む老朽化対策に活用します。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う（事後保全）のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

### （３）維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストの縮減を図るとともに、PPP や PFI 活用の可能性についても検討します。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、むらづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設総量の削減、安全・安心の観点等からも廃止や修繕不可能な施設については取り壊しを検討し、取り壊しに際しては、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにします。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

#### **（４）安全確保の実施方針**

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、施設の利用、効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険の除去により安全の確保を行います。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も施設の利用、効用等の低い公共施設等については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。

#### **（５）耐震化の実施方針**

施設の安全性の確保及び被災時における機能不全等のリスクを回避するため、特に、旧耐震基準で建設された建物系公共施設等及び被災時に影響の大きい施設の耐震化を重点的に推進します。

#### **（６）長寿命化の実施方針**

事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理に順次移行することを基本に、適正な管理を行い、公共施設等の長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストの縮減と将来費用のピークの平準化を図ります。

インフラ施設については、それぞれの長寿命化計画に基づき、道路、橋梁などの施設種別ごとの特性や重要性、緊急性を考慮し、維持管理を推進します。

また、新たに施設整備する際には、長期に利用できる仕様を検討し、公共施設等の長寿命化を図ります。

#### **（７）ユニバーサルデザイン化の推進方針**

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（内閣府：障害者基本計画）です。「総務省重点施策 2018（平成 29 年 8 月 31 日公表）」においても、「全ての人にやさしい公共施設のユニバーサルデザイン化の推進」が重点施策の一つとして挙げられます。今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、このユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えます。

#### **（８）脱炭素化の推進方針**

公共施設等の改修又は建て替えに合わせて、太陽光発電設備の設置などによる再生可能エネルギーの導入や、LED照明等の省エネ性能に優れた機器、資材の導入による消費エネルギーの省力化など、公共建築物における脱炭素化の推進に取り組んでいきます。

## (9) 統合や廃止の推進方針

人口の推移や財政状況を考慮し、公共施設（機能）の集約、廃止、複合化を進めるため全庁的な観点から公共施設の再編を進めていきます。

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、積極的に既存施設の有効活用を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や国・県及び民間施設の利用・合築等を視野に入れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。

なお、統合・廃止により余剰となった施設については、取り壊しを行い、安全面の確保や景観の確保及び事業費等の削減、平準化を図るようにします。

## (10) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

### ① 全庁横断的な推進体制の構築と情報共有

総務課と担当課により、重要な施設の維持管理について協働する体制を構築します。

具体的には、担当課が施設を直接または指定管理者や外部委託者とともに管理するとともに、総務課と情報を共有し、必要な場合に、協力して維持管理にあたることとします。

また、他施設での効果的な取組等の情報は、他施設を所管する担当課にも共有し、全庁的に取り組みを進めます。さらに、全庁的な取組体制をより効果的なものとするため、施設管理に専門的な知見を有する職員を育成・確保するように努めます。

### ② 民間活力の活用体制の構築

公共施設マネジメントを推進する上で、運営経費の適正化と住民サービス水準の維持・向上を両立させていくことが大きなテーマです。現在も道の駅等の観光施設で指定管理者制度を導入していますが、今後とも、PPPやPFIの導入により民間企業の資金やノウハウを活用し、事業の効率化や住民サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

### ③ 個別施設計画の作成

前述の基本方針を踏まえ、施設類型（学校、道路等）の特性を踏まえた個別の施設整備実施計画（個別施設計画）については順次定めていきます。

なお、公共施設等についても、必要に応じて個別施設計画を策定するものとし、個別施設計画を策定していない公共施設のマネジメント推進にあたっては、原則として本方針に基づくものとします。

また、すでに長寿命化計画等を策定済みの公共施設等については、各計画に則ることを基本とし、本方針を踏まえ必要に応じて見直しを行うこととします。

計画の実施は、むらづくりのあり方に関わることから、村民、有識者、議会との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

## 1. 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針と各施設の方向性

今後の公共施設サービスのニーズに対応し、施設を維持するために、老朽化した施設や耐用年数を経過した施設、施設管理者の担当者の意見・要望を踏まえて、施設の再生や不要となった施設の用途変更、複合化等、既存施設の有効活用を図ることとします。

### （1）行政系施設

行政系施設は、役場庁舎、地域活性化センター及び消防団詰所などがあり、役場庁舎は、耐震性能不足に加え、老朽化が進んでいます。

庁舎は、災害に強く、災害対策本部や備蓄機能を備えた総合防災拠点としての役割を果たさなければならぬことから、それらの機能を有した庁舎を新たに整備します。

その他の施設については、施設の安全性や利用者の快適性を踏まえた長寿命化を基本として進めます。

番号	施設名称	取得年度	有形固定資産 減価償却率	方向性
1	昭和村役場・本庁舎	昭和 45 年度	100.0%	建替え
2	昭和村役場・西庁舎	平成 5 年度	72.9%	用途変更
3	昭和村役場・役場公仕室	昭和 45 年度	100.0%	除却
4	昭和村役場・バス車庫	昭和 58 年度	100.0%	建替え
5	昭和村地域活性化センター・集会所	平成 11 年度	96.6%	長寿命化
6	第一保育園（旧）・保育所	昭和 48 年度	100.0%	現状維持
7	消防第一分団詰所	平成 19 年度	54.6%	現状維持
8	消防第二分団詰所	平成 20 年度	50.4%	現状維持
9	消防第三分団詰所	平成 21 年度	46.2%	現状維持
10	消防第四分団詰所	平成 14 年度	75.6%	現状維持
11	消防第五分団詰所	平成 17 年度	63.0%	現状維持
12	消防第六分団詰所	平成 21 年度	46.2%	現状維持
13	消防第七分団詰所	平成 18 年度	58.8%	現状維持
14	消防第八分団詰所	平成 14 年度	36.0%	現状維持
15	消防第八分団詰所・車庫	平成 14 年度	59.4%	現状維持
16	消防第九分団詰所	平成 21 年度	46.2%	現状維持
17	消防第十分団詰所	平成 21 年度	46.2%	現状維持

#### ◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
昭和村新庁舎建設基本構想・基本計画	令和元年度	令和元年度～令和 5 年度	—

## (2) 学校教育系施設

学校教育系施設は、小学校 3 校、中学校 1 校があります。両施設とも、法定点検に加え、教員による目視点検も実施し、不具合は発見次第修繕するなど、維持管理を行っているところです。

文部科学省の指針に基づく、大規模改修の周期は 20 年、長寿命化改修の周期は 40 年と設定されているところであり、大規模改修や長寿命化等の対応が必要です。

しかし一方では、今後の人口動態や予測に基づき、学校施設については、小学校の統合や中学校を合わせた一貫校を含めた検討を行っています。

番号	施設名称	取得年度	有形固定資産 減価償却率	方向性
1	南小学校・校舎	平成 5 年度	59.4%	小学校の統合に合わせ、 中学校を合わせた一貫校 とすること等を含め検討中
2	南小学校・体育館	平成 5 年度	100.0%	
3	東小学校・校舎	平成 7 年度	55.0%	
4	東小学校・体育館	平成 8 年度	52.8%	
5	東小学校・旧校舎	昭和 60 年度	77.0%	
6	東小学校・弓道場	平成 4 年度	84.0%	
7	大河原小学校・校舎	昭和 55 年度	88.0%	
8	大河原小学校・体育館	昭和 51 年度	100.0%	
9	昭和中学校・校舎	平成元年度	68.2%	
10	昭和中学校・体育館	平成元年度	93.4%	
11	学校給食センター（共同作業所）	平成 12 年度	66.0%	長寿命化

### ◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
昭和村学校施設長寿命化計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～令和 13 年度	令和 8 年

### (3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設は、多目的屋内運動場と社会体育館、レクリエーション施設は、昭和の森ゴルフ場施設など、8施設があります。両施設とも、法定点検に加え、施設管理者による目視点検を実施し、不具合を発見次第修繕するなど、維持管理を行っているところです。

各施設ともに、住民の利用ニーズが高く安全確保ができていることから、定期的な点検と予防保全の考えに基づき、現状維持となります。

番号	施設名称	取得年度	有形固定資産 減価償却率	方向性
1	多目的屋内運動場	平成 9 年度	69.0%	現状維持
2	社会体育館	昭和 53 年度	100.0%	現状維持
3	観光トイレ（赤城原）	平成 14 年度	100.0%	現状維持
4	観光トイレ（貝野瀬）	平成 16 年度	100.0%	現状維持
5	観光トイレ（松ノ木平）	平成 15 年度	100.0%	現状維持
6	昭和の森ゴルフ場・クラブハウス	平成 7 年度	55.0%	現状維持
7	昭和の森ゴルフ場・クラブハウス浴場	平成 2 年度	66.0%	現状維持
8	昭和の森ゴルフ場・管理人棟	平成 7 年度	100.0%	現状維持
9	昭和の森ゴルフ場・機械庫	平成 7 年度	85.4%	現状維持
10	結婚の森四阿整備工事	平成 28 年度	40.0%	現状維持

### (4) 社会教育系施設

社会教育系施設は、公民館等の2施設を保有しています。

施設の安全性を大前提に、長寿命化を柱として施設の維持管理を進めていきますが、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、大規模修繕も検討します。

番号	施設名称	取得年度	有形固定資産 減価償却率	方向性
1	昭和村公民館	昭和 61 年度	68.0%	長寿命化
2	リサイクル館	昭和 48 年度	100.0%	現状維持

## (5) 保健・福祉施設

保健・福祉施設は、総合福祉センターなど4つの施設があります。総合福祉センター（ふれあい館含む）及び重度心身障害者デイサービスセンター「燦」は、指定管理者が管理、運営しています。

今後はそれぞれの指定管理団体と施設の方向性を協議し、適宜点検・予防保全・修繕を行います。

番号	施設名称	取得年度	有形固定資産 減価償却率	方向性
1	昭和村総合福祉センター	平成7年度	55.0%	長寿命化
2	昭和村総合福祉センター・ふれあい館	平成11年度	46.2%	現状維持
3	保健センター	昭和61年度	68.0%	長寿命化
4	重度心身障害者デイサービスセンター「燦」	平成17年度	100.0%	現状維持

## (6) 子育て支援施設

子育て支援施設は、保育園等の4施設を保有しています。

施設の安全性を大前提に、長寿命化を柱として施設の維持管理を進めていきますが、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、大規模修繕も検討します。

番号	施設名称	取得年度	有形固定資産 減価償却率	方向性
1	大河原小学校・学童クラブ	平成18年度	64.4%	現状維持
2	第一保育園・保育所	平成15年度	51.0%	現状維持
3	第二保育園・保育所	昭和56年度	100.0%	長寿命化
4	第二保育園・バス車庫	昭和56年度	100.0%	現状維持



## (7) 産業系施設

産業観光系施設は、9つの施設があります。各施設は、指定管理者が管理、運営しています。

今後はそれぞれの指定管理団体と施設の方向性を協議し、適宜点検・予防保全・修繕を行います。

番号	施設名称	取得年度	有形固定資産 減価償却率	方向性
1	道の駅「あぐりーむ昭和」・あぐりーむ館	平成 23 年度	60.3%	現状維持
2	道の駅「あぐりーむ昭和」・旬菜館	平成 10 年度	92.4%	現状維持
3	道の駅「あぐりーむ昭和」・足湯	平成 23 年度	41.4%	現状維持
4	道の駅「あぐりーむ昭和」・トイレ	平成 22 年度	67.0%	現状維持
5	道の駅「あぐりーむ昭和」・食堂	平成 11 年度	100.0%	現状維持
6	農産物処理加工施設「飛躍」	平成 9 年度	100.0%	現状維持
7	昭和の森山荘・山荘（本館）	平成 9 年度	100.0%	除却を検討
8	昭和の森山荘・山荘（新館）	平成 2 年度	66.0%	除却を検討
9	昭和の森山荘・管理棟	平成 2 年度	60.0%	除却を検討

## (8) その他

施設の安全性を前提に、施設の維持管理を進めていきます。

財産枝番	施設名称	取得年度	有形固定資産 減価償却率	方向性
1	バス待合所	昭和 48 年度	100.0%	現状維持

## 2. インフラ施設の管理に関する基本方針

道路、橋梁等については、個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理、修繕、更新等を進めていきます。その他施設については、昭和村総合計画との整合性を図り、本計画に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を実施します。

### (1) 道路

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。道路パトロールなどによって路面状況等を把握するとともに、更新需要の平準化に向けて計画的な整備に努めます。

昭和村では、平成 30 年度に道路舗装維持修繕計画を策定しており、客観性の高い指標により、5 年ごとに計画策定及び更新を行っています。修繕の必要性とともに、路線特性や機能性・安全性等を考慮して修繕優先順位を定めています。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
昭和村道路舗装維持修繕計画	平成 30 年度	平成 30 年 12 月～令和 4 年 11 月	令和 5 年度

### (2) 橋梁

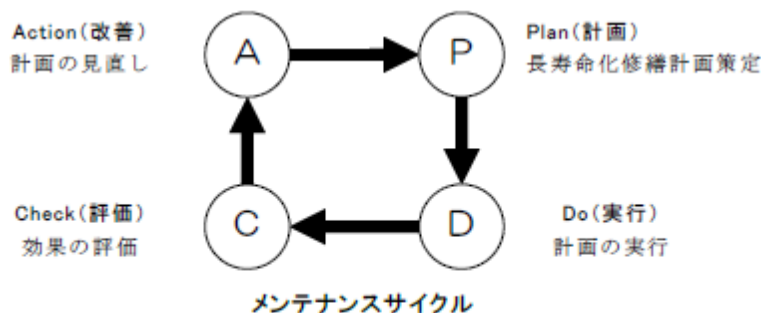
本村が管理する橋梁は今後急速に増大する老朽化橋梁を計画的・効果的に保全するため、平成 31 年 3 月に改訂した「群馬県昭和村橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕や、平成 26 年 7 月に改正された道路法施行規則に基づく定期的な近接目視点検などを通じて、損傷等を早期に把握し、長寿命化につなげます。

橋梁点検結果を基に、損傷に対する劣化予測を行い、予防的な修繕の実施を徹底することにより大規模修繕・架替え費用の高コスト化を回避します。

従来の『事後保全的な対応』（損傷が大きくなってから行う修繕）から、『予防的な対応』（損傷が小さなうちから計画的に行う修繕）に転換し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

修繕時期は、『損傷の著しい橋梁』、『第三者被害を及ぼす可能性のある橋梁』、『緊急輸送路』、『重要路線』などについて、優先的に修繕を実施します。

さらに、橋梁の主要部材における損傷状況や供用年数などに応じて、総合的に判断した上で決定します。



昭和村における優先順位

①健全性	優先度				優先度
	②交差条件及び道路種別等	③橋長及び通行制限	④供用状況	⑤供用年数	
IV ↓ III ↓ II ↓ I (主要部材から優先)	高速道路や県道を跨ぐ橋梁	-	多	長い	供用年数が経過しているものから優先)
	緊急輸送路	-			
	無	100m以上の大規模橋梁			
	道路種別が1級及び2級の道路	15m以上の橋梁 ↓ 5m以上 15m未満の橋梁	少	短い	
	道路種別がその他の道路	15m以上の橋梁 ↓ 5m以上 15m未満の橋梁 ただし、通行制限(自動車交通不能)のない橋梁から優先			
	無 ただし、道路種別が1級及び2級の道路から優先	5m未満の橋梁 ただし、構造種別が橋梁のものと、通行制限(自動車交通不能)のない橋梁から優先			

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
昭和村橋梁長寿命化修繕計画	平成 31 年 3 月改定	平成 31 年 4 月～令和 5 年 3 月	令和 5 年度

### (3) 簡易水道

簡易水道は、地域住民の生活や経済・産業に不可欠な「基盤」のひとつであり、ライフラインであります。日常はもとより災害、事故発生時等においても安定的に給水することが求められており、水道システム全体が効率よく機能するよう水源から給水までの施設管理や事前・事後の災害対策を着実に実行する必要があります。昭和村は更新時耐震化を原則とし、重要度の高い施設・管路を優先に耐震化を図ります。

今後は、「昭和村水道事業アセットマネジメント計画」を策定し、施設更新計画を詳細に策定するとともに、財源の確保を行う一方で、経営の効率化を図りながら、施設の老朽化対策を進めます。

#### ◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度予定	計画期間	次回見直し
昭和村簡易水道事業アセットマネジメント	令和 6 年度	令和 6 年度～令和 15 年度	令和 16 年

### (4) 下水道事業（農業集落排水事業）

現在国土交通省においては、下水道においてストックマネジメントを推進しています。ストックマネジメントは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としています。

本村の基本方針としては、限られた人員や予算の中で効果的に予防保全型の施設管理を行っていくため、今後「昭和村農業集落排水事業ストックマネジメント計画」を更新し、各設備の特性から、処理機能や予算への影響を考慮し、重要度が高い設備に対し、予防保全を実践することとし、維持管理、更新、定期点検、診断などを計画的に実施します。

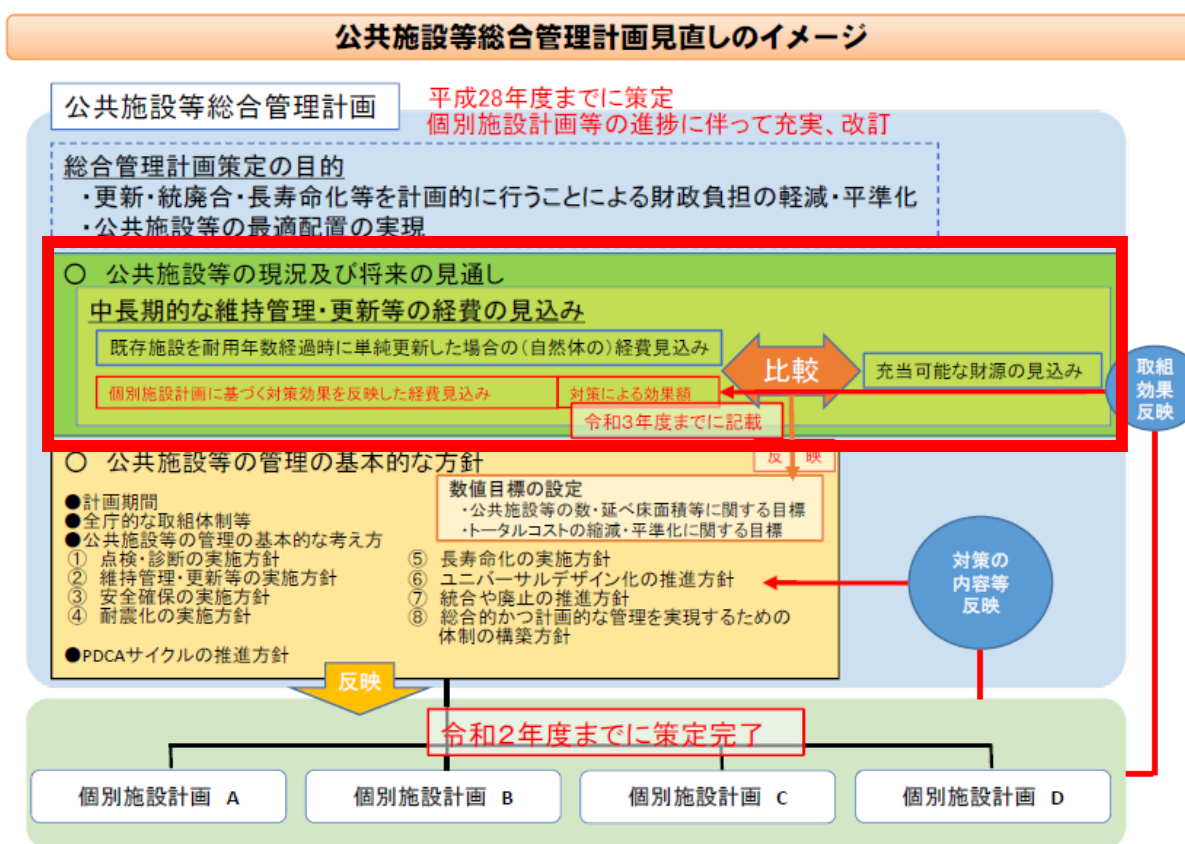
計画名称予定	計画策定年度	計画期間	次回見直し
昭和村農業集落排水事業ストックマネジメント	平成 22 年度	平成 22 年度～令和 31 年度	令和 6 年

### 3. 公共施設等の将来の資産更新必要額と各種施設計画の財政効果

#### 【前提条件】

公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果額について、総務省から提示された「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日）に基づき、算出しました。

なお、各個別施設計画と整合をとり、令和27（2045）年度までの30年間を財政効果額算出の期間として設定しています。



出典：総務省「公共施設等総合管理計画見直しに関すること」

## (1) 公共施設（建築物）

過去に策定した公共施設等総合管理計画の方針を実施した場合、財政効果は以下のとおり、厳しい状況が予想されます。

これは、これまで本村が公共施設（建築物）に対して起債を抑制し、過剰な投資を行わなかった結果、今後廃止や除却する施設が少ないことを表しています。以下の表には、必要な施設を今後も維持するための経費を計上しました。しかし一方では、財政状況を勘案し、次期計画を見据え、更なる施設の統廃合、複合施設化、再配置の検討を始める必要があります。

### ■施設更新価格一覧

(単位：百万円)

コード	大分類	更新費用		対策費用	対策効果 Cとの比較	
		A	B	C	A	B
A	行政系施設	939	2,412	849	△90	△1,562
B	学校教育系施設	3,694	4,349	3,168	△526	△1,181
C	スポーツ・レクリエーション系施設	1,100	1,292	1,082	△17	△209
D	市民文化系施設	59	135	91	32	△44
E	保健・福祉施設	805	922	518	△287	△404
F	子育て支援施設	229	269	291	61	22
G	産業系施設	642	713	562	△80	△151
H	その他	1	1	1	0	0
合計		7,469	10,093	6,563	△907	△3,530

### ■更新試算根拠

更新費用	
A	取得価額
B	取得価額×デフレーター
対策費用	
C	総務省ソフトウェア単価×面積 *長寿命化で試算

#### 【単純更新適用費用】 A を適用

(単位：百万円)

単純更新費用は過去に取得した資産と同価格で更新した場合は、約 75 億円と試算いたしました。

#### 【単純更新適用費用にデフレーターを勘案した場合】 B を適用

(単位：百万円)

単純更新費用は過去に取得価格にデフレーターを勘案した場合は、約 101 億円と試算いたしました。

#### 【長寿命化で試算】 C を適用

(単位：百万円)

総務省の更新資産ソフトを基に長寿命化で試算した場合は、約 66 億円と試算いたしました。

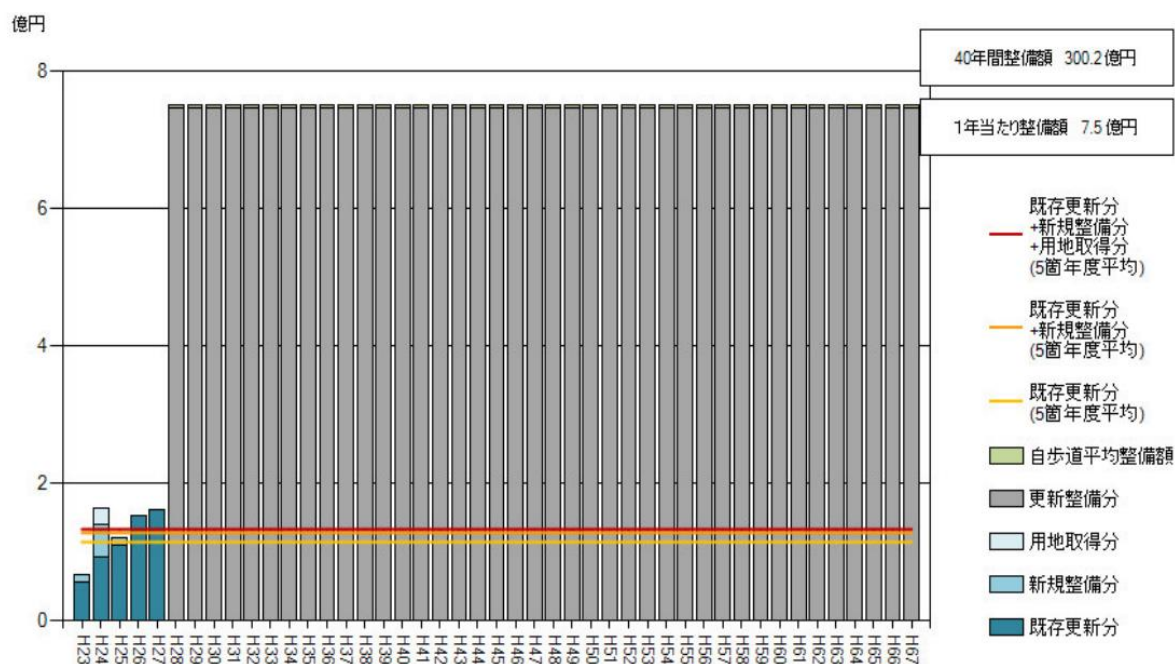
## (2) 道路

道路は前回策定の公共施設総合管理計画の数値を推進しております。概ね舗装化が進んでおりますが、総面積に係る経費は、15年で更新費用を計算しており、40年で約300億円、年平均で約7.5億円となります。

今後は、主要幹線及び利用頻度の高い道路と、利用頻度の低い道路を分けていき、適切な点検補修を行い、道路の長寿命化を進めていく必要があります。

### ■道路更新費用の推計

(単位：億円)



## (3) 橋梁

事業費の算出は、平成31年3月に改訂した「群馬県昭和村橋梁長寿命化修繕計画」より試算しました。

長寿命化型の管理を行う場合は、今後100年間で約28.5億円の修繕・架替えに要する費用が見込まれます。一方、従来型の管理を行う場合は、今後100年間で約191.7億円の同費用が見込まれます。

よって、長寿命化型の管理を行い橋梁の長寿命化を図ることで、従来型の管理に比べて、今後100年間で同費用の約163.2億円（約8割強）の縮減と各年度の平準化が見込まれることとなります。

■ 橋梁更新費用の推計

(単位：百万円)

更新費用	対策費用	対策効果
A	B	A
5,760	855	△ 4,905

\* 更新費用は 30 年間での試算

■ 橋梁更新試算根拠

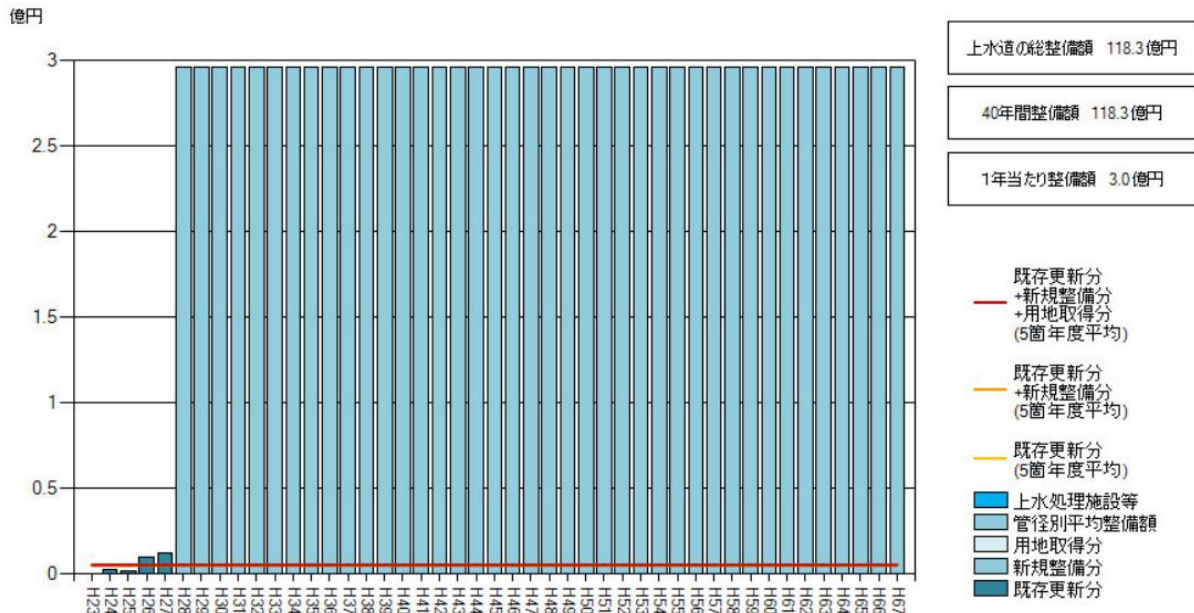
更新費用	
A	従来型の管理を行う前提で試算
B	長寿命化型の管理を行う場合で試算

(4) 水道 (簡易水道)

本村上水道については、前回策定の公共施設総合管理計画の数値を推進しております。今後は既存の施設の機能診断により対象施設の実情を踏まえ長寿命化 (維持) を実現し、中長期的な更新投資の節減、投資額の平準化を図ります。

■ 上水道更新費用の推計

(単位：億円)





#### (4) 下水道（農業集落排水）

本村下水道については、平成22年3月策定の「ストックマネジメント計画」にて試算をしております。年平均で約7,000万円掛かる見込みです。今後は既存の施設の機能診断により対象施設の実情を踏まえ長寿命化（維持）を実現し、中長期的な更新投資の節減、投資額の平準化を図ります。

##### ■下水道更新価格一覧

（単位：百万円）

更新費用
A
2,258

##### ■下水道更新試算根拠

更新費用	
A	ストックマネジメント計画を基に試算

#### (5) 本計画及び各種個別施設計画に推進による財政効果

本計画及び各種施設計画による財政効果は約 58 億円と推計されます。

これらに対して計画実施に必要な財源については、公共施設等適正管理推進事業債の借り入れや各種交付金・補助金が想定されます。

平成 28 年度に策定した昭和村公共施設等総合管理計画によると、「今後 40 年間、現在と同規模の公共施設等を保有し続けた場合累計で約 710.8 億円必要となり、年平均約 17.8 億円（これまでにかけた投資的経費の年平均の約 5.7 倍）の費用が必要となることが想定される。」としていました。

しかし、本計画の見直し・改訂においては、大幅な圧縮を図ることとなりました。今後は、財源確保に基づいた実施事業の緻密な計画化を進めます。

##### ■全施設 対策効果一覧

（単位：百万円）

	更新費用	対策費用	対策効果
施設	7,469	6,563	906
道路	30,200	30,200	0
橋梁	5,760	855	4,905
水道	12,044	12,044	0
下水道	2,258	2,258	0
合計	57,731	51,920	5,811



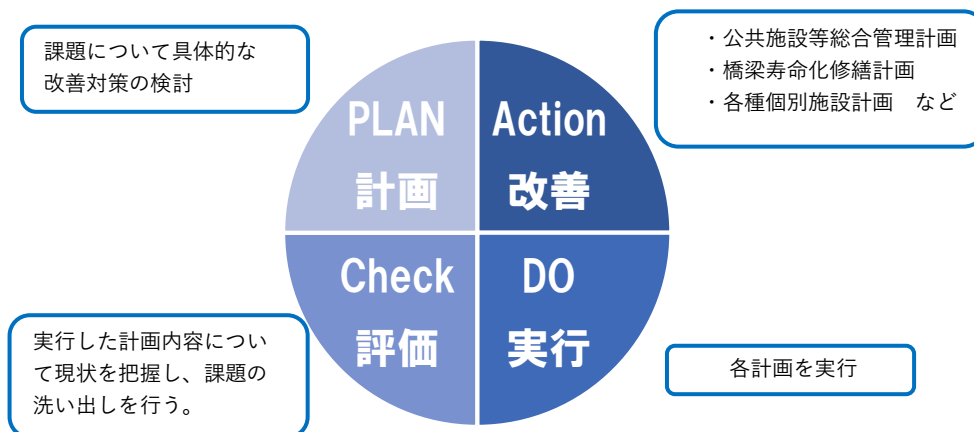
# 公共施設マネジメントの実行体制

## 1. 計画の実施方針・P D C Aサイクルの推進等

公共施設等の管理に関する庁内の横断的な体制を整備し、定期的に検討会を実施することにより、情報共有を図りながら、これまでの各部署における部分最適化の考え方から、村全体における全体最適化の視点で計画の進捗状況確認を行います。

また、施設の点検・診断結果等を踏まえた維持管理や修繕、更新を推進するため、トータル管理コストの低減、年度間の管理費の平準化の視点で、管理方策や更新施設の優先順位等について検討するとともに、必要に応じて本計画を見直すこととします。

あわせて、地方公会計制度を本格的に導入する中で、財務書類に基づき各公共施設等の管理コストを明確にし、本計画の制度向上に努めることとします。



## 2. 住民等との協働

公共施設の在り方を検討する際には、ホームページを活用した情報発信など、住民からの意見・要望を取り入れながら、公共施設マネジメントを推進します。

## 昭和村公共施設等総合管理計画

---

令和4年10月

発行：昭和村総務課

住所：〒379-1298

群馬県利根郡昭和村大字糸井 388 番地

TEL：0278-24-5111（代表）

FAX：0278-24-5254